

市・府民税・森林環境税のしおり(令和8年度分)

1. 賦課の根拠

この税金は、地方税法第24条及び第294条並びに大阪府条例第18条及び茨木市市税条例第14条並びに森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第3条の規定により、賦課期日(1月1日)現在茨木市に住所を有する人や、茨木市内に事務所、事業所を有する個人で市内に住所を有しない人に対して課税されます。特別徴収されていた人で、中途退職等のため特別徴収の方法によって徴収されないこととなった額は普通徴収の方法により徴収することになります。

2. 審査請求

この納税通知書の記載事項に不服がある場合は、この納税通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に茨木市長に対して審査請求をすることができます。この納税通知書の税額の決定の取消しを求める訴えは、前述の審査請求に係る判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に茨木市を被告(茨木市長が被告の代表者となります。)として提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは前述の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から起算して3か月を経過しても判決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

3. 納税義務の承継

市民税・府民税・森林環境税の納税義務者が死亡した場合には、その相続人が納税の義務を承継します。

4. 減免・納税相談について

災害等その他特別な事情により、税金の全額納付が著しく困難であると認められる人については、減免の適用を受けられる場合がありますので、納期限までに市民税課へご相談ください。

また、特別な事情により納期限までに納税することが困難な場合は、納税相談を受け付けています。納税課にご相談ください。

5. 納期限までに納付されなかった場合

延滞金や滞納処分については、茨木市ホームページの納税課ページにあります。「市税を滞納すると」「延滞金及び還付加算金について」に掲載しております。該当ページは、下記のQRコードを読み取っていただくか、下記リンクを検索してご覧いただけます。(ページID: 4406)

【QRコード】



【ページリンク】

<https://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/soumu/syuno/menu/tesuryo/index.html>

6. 市民税・府民税・森林環境税が非課税になる場合

(1)均等割、所得割及び森林環境税が非課税になる場合

- ①生活保護法の規定による生活扶助を受けている
- ②障害者、未成年、寡婦、ひとり親で、前年中の合計所得金額が135万円以下
- ③前年中の合計所得金額が(35万円×家族数+31万円)以下
- ④家族数が1人の場合は、前年中の合計所得金額が45万円以下

(2)所得割が非課税になる場合

- ①前年中の総所得金額等が(35万円×家族数+42万円)以下
- ②家族数が1人の場合は、前年中の総所得金額等が45万円以下

※合計所得金額とは、損失の繰越控除を控除する前の各所得金額の合計額です。

※総所得金額等とは、損失の繰越控除を控除した後の各所得金額の合計額です。

※家族数とは、本人と控除対象配偶者(同一生計配偶者を含む。)

及び扶養親族(16歳未満の扶養親族を含む。)の数です。

※家族数が本人1人のみの場合は、31万円、42万円の加算はありません。

7. 市民税・府民税・森林環境税の納税方法について

(1)普通徴収

納付書又は口座振替によって直接納税していただく方法です。※給与所得からの特別徴収への変更をご希望される場合は納期限が到来する前に給与支払者を通じて市民税課までご連絡ください。

(2)公的年金等に係る特別徴収

公的年金の支給月ごとに年金支払額から天引きして徴収する方法です。

対象となる人 次の①～⑤の要件をすべて満たす人

- ①当該年度の4月1日時点で年齢65歳以上
- ②当該年度の公的年金等に係る市・府民税が課税されている
- ③賦課期日1月1日以降、継続して茨木市内に居住している
- ④高齢基礎年金等の年額が18万円以上
- ⑤茨木市の介護保険料が公的年金から天引きされている

対象年金(市民税・府民税・森林環境税が天引きされる年金)

介護保険料が特別徴収されている年金(障害年金、遺族年金は対象外)

対象税額

原則、公的年金等の所得に係る所得割額と均等割額及び森林環境税

徴収の方法

特別徴収の開始・再開となる初年度と2年目以降で徴収方法が異なります。

●特別徴収が開始・再開された場合

上半期(仮徴収)…対象税額の2分の1を普通徴収第1～2期で納付

下半期(本徴収)…対象税額から仮徴収税額を差し引いた額を公的年金から特別徴収(10・12・翌2月)

●引続き特別徴収の場合

上半期(仮徴収)…前年度の対象税額の2分の1にあたる額を公的年金から特別徴収(4・6・8月)

下半期(本徴収)…対象税額から仮徴収税額を差し引いた額を公的年金から特別徴収(10・12・翌2月)

※ただし給与所得に係る特別徴収との併用徴収になる場合、森林環境税は給与から天引きされます。

(3)給与所得に係る特別徴収

毎月の給与から天引きして徴収する方法です。(6月から翌年5月までの月割)

8. 税額(所得割)の計算方法

(1)所得金額の算出【収入-必要経費等=所得金額】

それぞれの所得について、所得金額を算出します。給与所得、公的年金等に係る雑所得については、下表のとおり計算します。

(2)課税標準額の算出【所得-所得控除合計=課税標準額】

課税標準額(課税所得金額)は、1,000円未満を切り捨てます。

(3)税額控除前所得割額の算出【課税標準額×税率=税額控除前所得割額】

市民税、府民税それぞれの税率をかけて算出します。

(4)差引所得割額の算出【税額控除前所得割額-税額控除額=差引所得割額】

差引所得割額は、100円未満を切り捨てます。

●給与所得金額の求め方

給与等の収入金額(A)	給与所得	
～650,999円	0円	
651,000円～1,899,999円	(A) - 650,000円	
1,900,000円～3,599,999円	(A) ÷ 4 (千円未満切捨)	(B) × 2.8 - 80,000円
3,600,000円～6,599,999円	(B) , 000円	(B) × 3.2 - 440,000円
6,600,000円～8,499,999円	(A) × 0.9 - 1,100,000円	
8,500,000円～	(A) - 1,950,000円	

(所得金額調整控除)

1 給与等の収入金額が850万円を超え、次のアからウのいずれかに該当する場合は、次の算式に相当する金額を給与所得の金額から控除します。(上限15万円)

ア. 本人が特別障害者

イ. 特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する

ウ. 年齢が23歳未満の扶養親族を有する

(前年の給与等の収入金額(上限1,000万円) - 850万円) × 10%

2 給与所得と公的年金等に係る雑所得の両方を有し、前年の給与所得の金額と公的年金等に係る雑所得の金額の合計額が10万円を超える場合は、次の算式に相当する金額を給与所得の金額から控除します。

前年の給与所得の金額(上限10万円) + 前年の公的年金等に係る雑所得の金額(上限10万円) - 10万円

●公的年金等に係る雑所得金額の求め方

受給者の年齢	その年中の公的年金等の収入金額の合計額(C)	公的年金等に係る雑所得金額
65歳以上	330万円未満	(C) - 110万円
	330万円以上 410万円未満	(C) × 75% - 27万5千円
	410万円以上 770万円未満	(C) × 85% - 68万5千円
	770万円以上1,000万円未満	(C) × 95% - 145万5千円
	1,000万円以上	(C) - 195万5千円
65歳未満	130万円未満	(C) - 60万円
	130万円以上 410万円未満	(C) × 75% - 27万5千円
	410万円以上 770万円未満	(C) × 85% - 68万5千円
	770万円以上1,000万円未満	(C) × 95% - 145万5千円
	1,000万円以上	(C) - 195万5千円

※上記年齢要件は、当該年度の前年の12月31日現在で判断します。

※公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円を超える場合は、雑所得金額の求め方が上記と異なります。茨木市ホームページをご覧ください。お問い合わせください。

9. 所得控除額

雑損控除	[(損失の金額-保険等により補填された額)-(総所得金額等×10%)]又は(災害関連支出の金額-5万円)のいずれか多い方の金額				
医療費控除	(支払った医療費-保険等により補填された額) - [(総所得金額等×5%)又は10万円のいずれか少ない方の金額] 限度額 200万円				
	(支払った特定一般用医薬品等購入費-保険等により補填された額) - 12,000円(セブティケーション税制) 限度額 88,000円				
社会保険料控除	健康保険や年金保険の掛金等の全額				
小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済制度などに基づく掛金の全額				
生命保険料控除	新契約	支払った保険料の額(A)	控除額		
			支払った保険料の額(B)	控除額	
		12,000円以下	(A)の全額	15,000円以下	(B)の全額
		12,001～32,000円	(A) × 0.5 + 6,000円	15,001～40,000円	(B) × 0.5 + 7,500円
		32,001～56,000円	(A) × 0.25 + 14,000円	40,001～70,000円	(B) × 0.25 + 17,500円
56,001円以上	28,000円	70,001円以上	35,000円		
	旧契約	一般生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料について、それぞれ上記の算式により計算された控除額の合計額(限度額70,000円)。ただし、新契約と旧契約の双方について控除の適用を受ける場合は限度額28,000円)			

地震保険料控除	①+②(限度額25,000円)	支払った保険料の額(C)	控除額
	①地震保険契約に係るもの 支払った保険料の1/2	5,000円以下	(C)の全額
	②旧長期損害保険契約に係るもの 右表のとおり	5,001~15,000円 15,001円以上	(C)×0.5+2,500円 10,000円
障害者控除	障害者: 26万円 、特別障害者(身体1級・2級、精神1級、療育A): 30万円 、同居特別障害者: 53万円		
勤労学生控除	大学、高校などの学生・生徒で、前年の合計所得金額が85万円以下かつ不労所得が10万円以下の人: 26万円		
ひとり親控除	事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の人がおらず、生計を一にする子(前年の総所得金額等が58万円以下)を有し、前年の合計所得金額が500万円以下の人: 30万円		
寡婦控除	「夫と離婚後婚姻しておらず、扶養親族を有する人で、前年の合計所得金額が500万円以下の人」又は、「夫と死別後婚姻しておらず、前年の合計所得金額が500万円以下の人」: 26万円		

(配偶者控除・配偶者特別控除・扶養控除・特定親族特別控除・基礎控除)

あなたの合計所得金額		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
控除額				
配偶者控除	一般	33万円	22万円	11万円
	老人(70歳以上)	38万円	26万円	13万円
配偶者特別控除	配偶者の合計所得金額	580,001~1,000,000	33万円	22万円
		1,000,001~1,050,000	31万円	21万円
		1,050,001~1,100,000	26万円	18万円
		1,100,001~1,150,000	21万円	14万円
		1,150,001~1,200,000	16万円	11万円
		1,200,001~1,250,000	11万円	8万円
		1,250,001~1,300,000	6万円	4万円
扶養控除	一般(16歳未満の扶養親族を除く)	: 33万円		
	特定(19歳以上23歳未満の扶養親族)	: 45万円		
	老人(70歳以上の扶養親族)	: 38万円		
	同居老親族(老人扶養のうち同居の父母、祖父母等)	: 45万円		
特定親族特別控除	特定親族の合計所得金額	控除額	あなたの合計所得金額	控除額
	580,001~950,000	45万円	2,400万円以下	43万円
	950,001~1,000,000	41万円	2,400万円超~2,450万円以下	29万円
	1,000,001~1,050,000	31万円	2,450万円超~2,500万円以下	15万円
	1,050,001~1,100,000	21万円	2,500万円超	0円
	1,100,001~1,150,000	11万円		
	1,150,001~1,200,000	6万円		
1,200,001~1,230,000	3万円			

※所得控除の年齢要件は、当該年度の前年の12月31日現在で判断します。
 ※扶養親族とは、合計所得金額が58万円以下の生計を一にする親族(事業専従者を除く)
 ※同一生計配偶者とは、合計所得金額が58万円以下の生計を一にする配偶者(事業専従者を除く)
 ※16歳未満の扶養親族とは、生計を一にする16歳未満の親族で、合計所得金額が58万円以下の人。

10. 税率

◎均等割 市民税:3,000円 府民税:1,300円

大阪府では、森林部における治山ダム設備等及び都市緑化を活用した猛暑対策を実施するため、令和6年度から令和9年度まで個人府民税の均等割額に300円加算しています。

◎所得割

総合課税分		市民税	府民税	
		6%	4%	
分離課税所得分	短期譲渡所得分	一般	5.4%	
		軽減	3%	
	長期譲渡所得分	一般	3%	2%
		優良住宅地等(特定所得分)	2千万円以下	2.4%
			2千万円超	3%-12万円
		居住用財産(軽課所得分)	6千万円以下	2.4%
		6千万円超	3%-36万円	
・株式等に係る譲渡所得分(一般分・上場分) ・上場株式等の配当等 ・先物取引		3%	2%	
山林、退職		6%	4%	

◎森林環境税 1,000円

11. 調整控除額

●合計課税所得金額(※下記②)が200万円以下の場合

下記の①と②のいずれか少ない金額の3%(市民税)、2%(府民税)に相当する金額

●合計課税所得金額が200万円超の場合

下記の①から②(-200万円)の金額を差し引いた金額(5万円を下回る場合は5万円)の3%(市民税)、2%(府民税)に相当する金額
 ※合計課税所得金額が2,500万円を超える場合は適用はありません。

①下表(人的控除の差の金額)の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額

控除の種類	納税義務者の合計所得金額(万円)	金額(万円)	控除の種類	金額(万円)	
配偶者	一般	900以下	障害者	その他	1
		900超 950以下		特別	10
		950超 1,000以下		同居特別	22
	老人(70歳以上)	900以下	10	寡婦	1
		900超 950以下	6	ひとり親	父 1
		950超 1,000以下	3	母	5
扶養	一般	5	勤労学生	1	
	特定	18	基礎	5	
	老人	10			
	同居老親	13			

②課税総所得金額、課税山林所得金額及び課税退職所得金額の合計額(長期譲渡所得などの分離課税に係る課税所得金額は含みません。)

12. 配当所得に対する税額控除

種類	課税所得金額		1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
	市民税	府民税	市民税	府民税	市民税	府民税
利益の配当等	1.6%	1.2%	0.8%	0.6%		
外貨建等証券投資信託以外	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%		
外貨建等証券投資信託	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%		

13. 住宅借入金等特別税額控除

下記の①と②のいずれか少ない金額の3/5(市民税)、2/5(府民税)に相当する金額

①所得税の住宅借入金等特別控除可能額のうち、所得税において控除しきれなかった額

②ア. 令和5年1月1日以降に入居した場合

所得税の課税総所得金額等+(所得税の基礎控除額-48万円)の

5%(上限97,500円)

イ.平成28年1月1日から令和4年12月31日までに入居した場合

所得税の課税総所得金額等+(所得税の基礎控除額-48万円)の7%(上限136,500円)

※課税総所得金額等は、課税総所得金額、課税退職所得金額、課税山林所得金額の合計額

※イについては、特定取得に該当する住宅取引(令和4年入居については

14. 寄附金税額控除

前年中に次の①から④に掲げる寄附金を支出し、その合計額(上限:総所得金額等の合計額の30%)が2千円を超える場合、①②はその超える金額の6%(市民税)、4%(府民税)、③は6%(市民税)、④は4%(府民税)に相当する金額

①都道府県、市町村または特別区に対する寄附金

②大阪府共同募金会または日本赤十字社大阪支部に対する寄附で、総務大臣の承認を得たもの

③茨木市の条例で定めるものに対する寄附金

④大阪府の条例で定めるものに対する寄附金

また、①のうち、特例控除の対象となる寄附金が2千円を超える場合には、その超える金額に下表の区分に応じて得た額の市民税は3/5、府民税は2/5に相当する金額をさらに加算します。(上限:所得割額の2割)

(A)…課税総所得金額-人的控除差調整額-(所得税基礎控除額-48万円)

※(所得税の基礎控除額-48万円)が0円未満の場合は0円とする

(A)	割合	(A)	割合
0円以上195万円以下	84.895%	900万円超1,800万円以下	56.307%
195万円超330万円以下	79.79%	1,800万円超4千万円以下	49.16%
330万円超695万円以下	69.58%	4千万円超	44.055%
695万円超900万円以下	66.517%	0円未満	90%

15. 配当割額控除額・株式等譲渡所得割額控除額

上場株式等の配当等及び特定口座の源泉徴収口座内の上場株式等の譲渡所得については、市・府民税が特別徴収(市民税3%、府民税2%)されているため申告は不要です。

申告された場合は、税額と差引きし、引ききれないときは還付いたします。